

平成28年(ワ)第17007号 選挙供託金制度違憲国家賠償請求事件

原告 [REDACTED]
被告 国

原告第3準備書面の要旨

2017(平成29)年9月29日

東京地方裁判所民事第6部合議B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 宇都宮 健 児



第1 はじめに

今回原告が提出した第3準備書面は大きく分けて2つの内容について述べています。1つは、最高裁判所の平成11年の選挙供託金合憲判決以降、選挙供託金制度が違憲となるような立法事実の変化があったこと、もう1つは、諸外国の選挙供託金制度の状況等についてです。

第2 最高裁平成11年判決以降、選挙供託金制度が違憲となる立法事実の変化があったこと

- 1 被告は、最高裁判所が下した平成11年の2つの判決を引用し、最高裁判所が選挙供託金制度を合憲であると明確に判示していると主張しています（答弁書14頁25行目ないし15頁12行目）。

これに対し、原告は、この2つの最高裁判例は、選挙供託金制度が憲法の規定に違反しないという結論を述べただけであり、その理由は一切述べていないため、判例としての先例的価値はないと主張してきました（訴状19頁14～16行）。

今回提出した第3準備書面では、もし仮に、平成11年の2つの最高裁判決に先例的価値が認められた場合であっても、その後、社会情勢、経済情勢の変化等の立法事実の変化によって選挙供託金制度が違憲状態に至った点について主張しています。

2(1) 上記最高裁合憲判決が下された1999（平成11）年から、原告が立候補しようとした第47回衆議院議員選挙が行われた2014（平成26）年の間には、我が国において次のような社会情勢、経済情勢の変化がありました。

(2)ア 厚生労働省の調査によれば、我が国における平均所得金額は、平成11年が626万円でしたが、平成26年は541万9000円であり、約84万円、約14パーセントも減少しています。

また、中央値についても、平成11年は506万円でしたが、平成26年は427万円であり、79万円、約16パーセントも減少しています。

さらに、生活意識調査では、平成11年では、生活意識が「苦しい」と答えた割合は50.7パーセントでしたが、平成26年では、62.4パーセントと11.7パーセントも上昇しました（以上、平成12年国民生活基礎調査の概況（甲56）、平成27年国民生活基礎調査の概況（甲57））。

イ また、金融広報中央委員会の調査によれば、金融資産を保有していない世帯が平成11年では12.1パーセントでしたが、平成26年では30.4パーセントと18.3パーセントも増加しています。

年間手取り収入（税引後）に関し、300万円未満であった世帯の割合は、平成11年では10.2パーセントでしたが、平成26年では20.0パーセントとおおよそ2倍に増加しています（以上、家計の金融行動に関する世論調査 二人以上世帯調査 平成28年（2016）（甲58））。

ウ さらに、生活保護世帯も急増しており、厚生労働省の調査では、被保護世帯数に関し、平成12年度が75万1303世帯でしたが、平成26年度は161万2340世帯と約86万世帯も増加しています。被保護人員数に関しても、平成12年度が107万2241人でしたが平成26年度は216万5895人と

2倍以上に増えています（以上，甲59）。

(3) 以上の事実からすれば，選挙供託金制度を合憲とする最高裁判決が下された平成11年から原告が衆議院議員選挙に立候補を試みた平成26年の間に我が国における社会情勢，経済情勢の変化が見られます。すなわち，平成26年の時点において，300万円という金額は我が国の20パーセントの国民にとって手取り年収以上の金額となっており（甲58），このような多額の選挙供託金を用意することは多くの国民及び原告にとって極めて困難となっていました。

このことからすれば，仮に平成11年時点で選挙供託金制度が合憲であったとしても，原告が立候補しようとした平成26年においては，国民の所得・貯蓄の大幅な減少，貧困の拡がりという立法事実の変化によって，国会議員選挙の立候補に300万円を要求する選挙供託金制度が立候補の自由を侵害する制度に至ったことは明らかです。

従って，選挙供託金制度が仮に平成11年時点で合憲であったとしても，その後の立法事実の変化により，原告が立候補しようとした平成26年においては，違憲となっていたといえます。

3 平成11年の最高裁判決以降，立法府である国会においても我が国の選挙供託金制度の違憲性が指摘されています。すなわち，2009（平成21）年の第171回通常国会において，国政選挙の供託金について，選挙区選挙は300万円から200万円に，比例代表選挙は600万円から400万円に引き下げるという内容の法律改正案が，衆議院解散により参議院は通過しなかったものの，衆議院では賛成多数で通過しています。

この選挙供託金を引き下げる改正案に関する国会の審議の場で，自民党所属の村田議員は次のように述べています。

「小選挙区制を採用しているイギリスでは五百ポンドでございます。つまり，今のレートで日本円にして七万四千四百円。日本が三百万円であると，物すごく低いわけですね。

それからカナダ。これも小選挙区制を採用しておりますが、カナダ・ドルで千ドルでございます。日本円にして約八万三千四百円。ニュージーランドでは、小選挙区が三百ドル、日本円にして約一万七千三百円、比例区が千ドル、日本円にして約五万七千八百円。

一番高いところでは、お隣の韓国でございますが、それでも小選挙区、比例区ともに千五百万ウォン、日本円にいたしまして約百十四万六千円でございますから、我が国の六百万円とか三百万円とかいう供託金の額がいかにか高いか。

こういうことでありますので、我々は、民主主義の観点から低めなければいけない、かつまた、没収点についても下げていかなければいけないというふうに考えた次第でございます。」

「我が国の供託金の額が、近隣で一番高いのは韓国でございますが、それと比べても相当に高い、こういう状況にある。欧米諸国と比べた場合には本当に高いレベルにある。このことを真摯に考えたときに、やはりこれはちょっと高過ぎる、泡沫候補の立候補を制限するにはちょっと水準を超えているのではないかという考えがございまして、そういう意味で我々は、民主主義という観点から、多くの人が自由に、参政権の意味でもハードルを低くすることが必要じゃないかということで、今回の供託金の額並びに没収点の引き下げという改正案を提案させていただいた次第でございます。」

「絶対的な引き下げの基準といたしますか、それを見出すのは非常に困難であるわけですが、しかし、絶対的に高いというところから、とりあえず三百万円を二百万円、小選挙区の場合にはそういうふうに引き下げさせてもらったわけでございます。」

また、自民党所属の後藤田議員は次のように述べています。

「現行の供託金の制度といたしますのは、当選を度外視している売名目的の、いわゆる泡沫候補の立候補を防止するという観点からそもそも設けられているものと承知しております。

ただ、現行の供託金の額の水準につきましては、国際的に見ても高過ぎるという指摘もございまして、実際、国政選挙において、政党要件を満たす政党が、供託金の没収の負担を懸念しまして、候補者の擁立を控える動きがあるものと報じられているところでございます。しかし、現行の政党本位の選挙制度のもとで、政党要件を満たす政党が候補者の擁立をためらうような仕組みは好ましくないと考えております。

そこで、本法案は、いわゆる泡沫候補の立候補を防止するという現行の供託金制度の趣旨を維持しつつ、政党要件を満たす政党が供託金の没収の負担を懸念することなく候補者を擁立できるよう、国政選挙について供託金の額及び没収点を引き下げることでございます。」

さらに、自民党所属の村田議員は次のように述べています。

「多様な意見を国政に反映させるという観点から、二大政党制ということだけではなくて、少数政党についても、国会に代表権を持ちやすくする、その前提段階として選挙に多く立候補していただくということがやはり必要じゃないか。」「諸外国と比較して余りにも高過ぎる、お隣の韓国と比べても三倍ぐらいの水準であることにかんがみれば、この点は直ちに皆さん方に御提案申し上げて引き下げることがいいのではないかとということで今回の提案になった次第でございます。」

「やはり民主主義の原点に返って、幅広い参政、政治に参加する権利を確保したい、そのための改正案です。」

以上のとおり、2009（平成21）年の国会においても選挙供託金制度の早急な改正がなされなければならないものと指摘されており、国会も我が国の現在の選挙供託金制度の違憲性を認識していたといえます。

なお、自民党青年局は、2016（平成28）年3月12日、自民党に対し、「多くの若い世代が政治に挑戦しやすい環境を整備する」ために国政選挙における選挙供託金の金額を「早急に引下げ」るべきとの提言を行っています（甲62、63）。

第2 諸外国の選挙供託金制度の状況について

原告代理人らは、選挙供託金制度に関する諸外国の状況を明らかにするため OECD 加盟国 35カ国の調査をし、これまで調査ができたのは11カ国に留まっていたが（原告第2準備書面19～21頁，甲34），今回35カ国全ての調査が完了したのでその結果を述べます。

OECD 加盟国 35カ国のうち、選挙供託金制度が存在しない国は、アメリカ，イタリア，ドイツ，フランスなど全部で22カ国にのぼります。

また，OECD 加盟国 35カ国のうち，選挙供託金制度が存在する国は日本を含めて13カ国あります。しかし，個人単位での立候補の場合の選挙供託金の金額は，アイルランド下院が約5万9000円，イギリス下院が約6万9000円，カナダ下院が約8万2000円，ニュージーランド小選挙区が約2万3000円など日本に比べて遥かに低廉です。

このように，OECD 加盟国各国の選挙供託金制度について調査してみると，約3分の2の国が選挙供託金制度自体存在していないことが明らかとなりました。また，選挙供託金制度が存在する国であっても，韓国，トルコ，オーストラリア上院を除けば，個人単位での立候補の場合の選挙供託金の金額は10万円以下の国がほとんどです。

こうして諸外国と比較してみると，まず，選挙供託金制度が存在する国が少数派ですし，存在するとしても日本の300万円という金額は，諸外国と比較して突出して高額であり，立候補者の濫立を防止するという目的達成のための手段として合理性を欠くことは明らかであって，立候補の自由を侵害する違憲の制度というべきです。

以上